

防災NEWS



11月9日～15日
秋季全国火災予防運動

11月10日
あいち地震防災の日

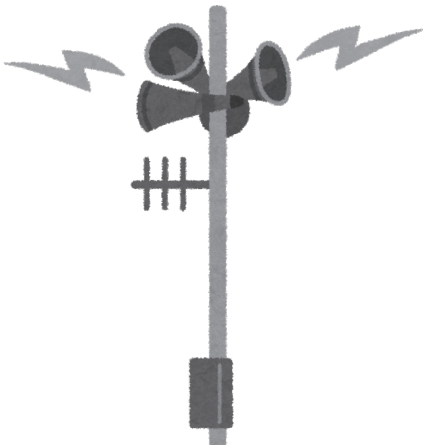
統一標語 ひとつずついい

ねーで確認 火の用心

目的 この運動は火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として全国一斉に実施するものです。

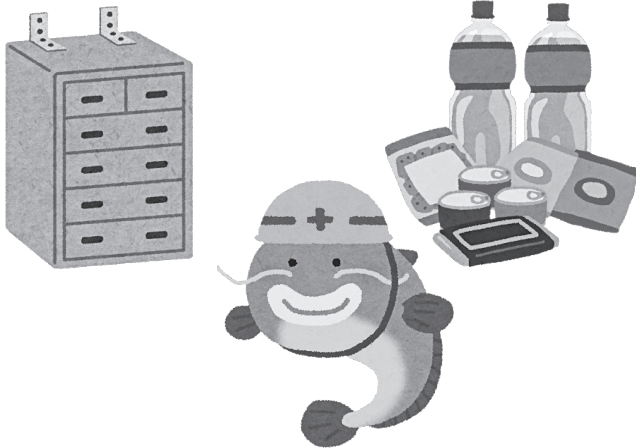
期間中サイレンを鳴らします

午後7時に町内一斉に、サイレンを3回鳴らし、火災予防の啓発を行います。



毎年11月の第2日曜日はいち地震防災の日です。

家具の固定の状況、食料・飲料水・医薬品等の備蓄物資や防災用具、ブロック塀の点検、避難場所の位置および避難経路、災害時における家族間の連絡方法の確認などを実施しましょう。



防災行政無線などによる緊急地震速報訓練

地震・津波の発生時に備え緊急地震速報の伝達訓練を行います。

この訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート※)を用いて全国で行われます。

訓練実施日 11月5日(火)午前

10時ごろ

訓練内容

- ・ 防災行政無線および戸別受信機からの放送
- ・ 町メールサービスによる配信
- ・ 役場庁舎の館内放送

※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

防災豆知識
家庭での備蓄を進めましょう

大規模災害が起こって支援が開始されたりライフラインが復旧したりするまでの数日間、自分の備えで生き延びなければなりません。

自分には何が必要だと思いません。備蓄は難しくありません。普段より少し多めに食料や日用品を買い置きしておくことも備えとなります。自分や家族が生きていくために必要なものを考えてみましょう。

ここまでの問合せ先
役場 防災危機管理課
内線151・152

海部地方防災ボランティア
コーディネーター養成講座

大規模な災害が発生した場合に全国から集まるボランティアの受付・整理を行い、被災者のニーズを把握してボランティアと結びつける役割を担う「防災ボランティアコーディネーター」の養成講座を開催します。

とき 令和2年1月26日(日)、2月2日(日)(全2日間)午前9時30分～午後4時
※予備日2月9日(日)

ところ 総合福祉センター1階会議室

対象 次の全てに該当する方
① 満15歳以上の方

② 海部地区のいずれかの市町村に在住・在勤・在学の方

③ 講座終了後も防災活動に意欲的に取り組んでいただける方

内容 愛知県の防災体制、災害ボランティアセンター・ボランティアコーディネーターの役割、被災者・ボランティアへの対応、ボランティアセンター運用体験など

定員 40名程度

※応募者多数の場合は抽選

参加費 無料

※交通費および昼食等は自己負担

申込期限 12月6日(金)

申込・問合せ先 役場 防災危機管理課 内線151・152

社会福祉協議会

☎(442)0990

自衛官等を募集します

自衛官等募集が行われます。ご希望の方は、お申し込みください。

募集項目

① 陸上自衛隊高等工科学校生徒 (一般)

② 自衛官候補生

資格

● 防犯情報 ● 防災情報 ● 行政情報 ● 防犯情報 ● 防災情報 ● 行政情報 ●

気象情報 ● 地震情報 ● 津波情報 ●

大治町メールサービス



登録は2次元コードを読み取り、oharu@entry.mail-dpt.jpへ空メールを送信してください。

● 防犯情報 ● 防災情報 ● 行政情報 ● 防犯情報 ● 防災情報 ● 行政情報 ●

① 令和2年4月1日現在、15歳以上17歳未満の男子

② 18歳以上33歳未満の方

受付期間

① 11月1日(金)～令和2年1月6日(月)

② 年間を通じて受付

申込・問合せ先 自衛隊愛知地方協力本部 一宮所

☎0586(73)7522

木造住宅耐震化補助事業のご案内

昭和56年5月31日以前に着工した建物は、地震に対する安全性や耐震性が不足している可能性があります。町では、住宅の耐震診断・改修等に対して下表のとおり補助制度を設けています。いつ発生するか分からない大地震に備えて、ぜひご活用ください。

なお、全ての事業において、補助申請前に事業に着手すると補助の対象となりません。詳しくは、お問合せください。

問合せ先 役場 都市整備課 内線 164

種類	対象	補助額
木造住宅 無料耐震 診断	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 在来組構法または伝統構法(粹組壁構法(ツーバイフォー等)・木造と鉄骨造などの混構造・鉄骨造・コンクリート造は除く) 2階建て以下の戸建、長屋、併用住宅および共同住宅(借家を含む) 現に人が住んでいる住宅 	無料
木造住宅 耐震改修	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の結果、判定値1.0未満(倒壊する可能性がある、倒壊する可能性が高い)と診断された木造住宅について、判定値1.0以上(一応倒壊しない)に補強する耐震改修工事であること 	費用の80%の額 (上限120万円)
耐震シェルター 整備	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の結果、判定値0.4未満(倒壊する可能性が高い)であること 申請年の年度末時点で年齢が65歳以上の方または身体障害者手帳等の交付を受けた方が居住していること 	費用の2分の1の額 (上限20万円)
木造住宅 除却(解体)	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の結果、判定値1.0未満であること 補助金交付申請を行う前年度までに耐震診断を行っていること 	費用の3分の2の額 (上限20万円)